

## 住民サービスの継続を図るため職員の「分散勤務」を実施します

与謝野町では、1月27日（木）に「まん延防止等重点措置」が京都府全域を対象に適用されたことを受け、職員間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と住民サービスに必要な業務の継続を図るため、1月28日（金）から2月18日（金）の間、以下のとおり職員の「分散勤務」を実施します。

なお、実施期間内の新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況等によっては、実施期間を延長する場合があります。

### 1. 実施期間

令和4年1月28日（金）から2月18日（金）

### 2. 分散勤務の内容

役場各庁舎に勤務する職員を対象に、一部の職員が、臨時に設置した執務場所〔各庁舎会議室・岩滝保健センター・加悦保健センター（元気館）など〕において勤務します。

### 3. 役場における主な感染拡大防止対策

- ・手洗い、手指消毒、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・毎日の検温を伴う健康状態の把握
- ・施設内の定期的な換気
- ・複数の人が触れる場所のこまめな消毒（窓口カウンター、手すり、ドアノブ、スイッチなど）
- ・会議等の開催や出張の制限及び対面での接触の抑制（マスク着用、電話やメールの活用、オンライン会議の開催など）
- ・不要不急の外出、会食の自粛
- ・飛沫感染防止のための、執務室の座席配置の変更、間仕切りの設置など

#### 問い合わせ先

総務課（担当：長島・中田）

電話 0772-43-9010